

登録番号	福岡県知事 第1182号	氏名又は名称	坂本自動車株式会社
作成日	R6/5/21	変更日 1:	2: 3:

### 別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○)																
	(○) 単独の判断	( ) 団体による判断															
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上警報(風、霧等)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>出航地の波高</td> <td>3.5</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の風速</td> <td>18</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の視程</td> <td>500</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>落雷のおそれがあるとき</li> <li>事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき</li> <li>その他 ( )</li> </ul>	出航地の波高	3.5	m以上	出航地の風速	18	m以上	出航地の視程	500	m未満	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>①出航中止を判断する団体名</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>②上記団体の代表者、連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>代表者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> </table> <p>③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>別紙1のとおり</p> <p>④出航中止の判断の方法</p> <p>別紙2のとおり</p>			代表者		連絡先	
出航地の波高	3.5	m以上															
出航地の風速	18	m以上															
出航地の視程	500	m未満															
代表者																	
連絡先																	
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上警報(風、霧等)、波浪警報の発令</li> <li>利用者に急病人やケガ人が出たとき</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>漁場における波高</td> <td>4.0</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における風速</td> <td>20</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における視程</td> <td>300</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>落雷のおそれがあるとき</li> <li>上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき</li> <li>その他 ( )</li> </ul>		漁場における波高	4.0	m以上	漁場における風速	20	m以上	漁場における視程	300	m未満						
漁場における波高	4.0	m以上															
漁場における風速	20	m以上															
漁場における視程	300	m未満															